

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において看護師として就労していた。
- 2 請求人によると、デイサービス業務において利用者の入浴介助を行っている際に、右膝に恒常的な痛みを感じるようになり、平成〇年〇月〇日には痛みが悪化し、歩けなくなったという。  
請求人は、同日、Dクリニックに受診し、「右膝関節捻挫」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人の傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病について、請求人は、業務遂行中の過酷な勤務実態が引き起こしたものである旨主張している。

(2) そこで、請求人の勤務実態についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は、「入浴者の介助と着脱介助の両方を1人で行っていたため、しゃがみ込んだり、中腰になったりすることを幾度となく繰り返す必要があった。浴室の清掃作業も行っていたが、この清掃作業でも、膝を曲げてしゃがみ込む体勢で力を入れてバスタブを擦る必要があった。利用者1人当たりの作業時間は〇分程度で、1日の利用者人数を乗じた時間がその日の作業時間となった。また、必要な物品の購入を上申しても、聞き入れられなかったため、事業場で使用する血圧計等の物品を大量に背負ったり、両手に持ったりして通勤せざるを得ない事情が積み重なって、右膝の負担を増大させた。」と述べている。

イ これに対し、E看護師は、「事業場の利用者は、どこかを持てば自力歩行ができる状態なので、介助者が膝に過度の負担がかかるような膝を折った体勢を継続させたり、膝を連続して屈伸させたりするなど、膝に負担がかかる動作はない。請求人以外に、事業場において、仕事が原因で膝や腰が痛くなって病院に受診しているとは聞いたことはない。なお、利用者1人にかかる入浴介助の時間は、脱衣介助と着衣介助を含め、〇～〇分くらいであり、1日平均〇人くらいを介助することになる。浴室の清掃も、大浴場のような浴室ではなく、一般家庭の浴室と同じ大きさなので、それほど力が要る作業ではない。業務に必要な物は、希望すれば購入してくれるので、自ら持ってくる必要はない。」と述べ、F介護士も、「入浴介助で、膝に負担がかかっていると感じたことはない。浴室の清掃も特別なものではなく、家庭で行うのと同じなので、膝などの特定の部位に負担がかかると思ったことはない。介護

業務に就いて〇か月ほどになるが、膝に負担がかかると感じたことはないし、痛みを感じたこともない。」と述べている。

ウ 勤怠報告書をみると、請求人は、週〇日勤務であり、1日の労働時間は〇時間であって、時間外労働や休日労働には従事していないことが確認できる。

エ 上記の各申述等からすると、請求人は、週〇日の勤務であり、1日〇時間の労働のうち、利用者の入浴介助作業等に〇時間程度従事しているものと判断できるが、その作業形態については、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、膝に過度の負担を連続してかけるものとは認め難く、仮に請求人主張の通勤時における必要な物品を持参することが負荷になっていたとしても、業務と膝の傷病との間に相当因果関係を認めることはできないものである。

(3) 請求人は膝の症状について強く訴えていることから、請求人の傷病の経過及び状態について、一応医師の所見をみると、以下のとおりである。

ア G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名は右膝関節捻挫。平成〇年〇月より右膝痛、平成〇年〇月より疼痛が悪化。X線画像で右膝に変形性関節症を認めるが、明らかな骨折はなし。」との意見を述べ、また、診療録のうち、平成〇年〇月〇日分をみると、「右膝昨日から痛い。左のかばい痛み。」と記載している。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「同年〇月〇日撮影の両膝関節のX線画像では、軽度の内反膝変形と関節裂隙狭小化を伴う関節症変化が右側優位に認められ、通常の日常動作や姿勢でも疼痛の増強を来す可能性がある状態である。同日の玄関先での膝の痛みの増強は、既往の変形性膝関節症で通常認められる症状である。」との意見を述べている。

ウ I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「X線画像では、両膝の変形性膝関節症が認められる。同年〇月〇日の診療録では、前日から疼痛があったとあり、当日に急に疼痛が発症したとするのは疑問である。あくまでも、加齢による両変形性膝関節症である。」との意見を述べている。

エ 請求人の主訴や上記の医学的意見等からすると、請求人の傷病名は右膝関節捻挫とされているところ、平成〇年〇月当時、両膝に変形性関節症が認められ、それに伴う疼痛があったものと判断されるが、その傷病の程度は、通常の日常動作や姿勢でも、疼痛の増強を来す可能性がある状態であったとき

れていることから、その疼痛は、加齢による変形性膝関節症に通常伴う症状であったとみるのが相当であると判断する。

(4) 以上からすると、請求人が従事していた事業場利用者の入浴介助作業や浴室清掃作業は、膝に過度の負担がかかる業務とは認められず、また、請求人の傷病は、加齢に伴う変形性膝関節症であって、その疼痛も同傷病に通常伴う症状であることから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

なお、請求人は、会社が業務に対する改善要請や、発生が予見される危険性の上申を無視し続け、意図的に安全配慮義務を無視していた旨主張しているが、労働者災害補償保険制度においては、会社の労働契約に伴う民事上の義務違反の有無にかかわらず、傷病の発症や死亡が業務に起因したものと認められるか否かの観点において判断するものであり、会社の安全配慮義務違反の有無を判断するものではないから、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、その主張を採用することができないことを付言する。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。